

各都道府県介護保険担当課（室）
各市町村介護保険担当課（室） 御 中

← 厚生労働省老健局老人保健課

介 護 保 険 最 新 情 報

今回の内容

科学的介護情報システム（L I F E）
に係る対応等について

計5枚（本紙を除く）

Vol.973

令和 3 年 4 月 23 日

厚生労働省老健局老人保健課

【 貴関係諸団体に速やかに送信いただきますよう
よろしく願いいたします。 】

連絡先 TEL：03-5253-1111(内線 3945)

FAX：03-3595-4010

事 務 連 絡
令和 3 年 4 月 23 日

各都道府県介護保険主管課（室） 御中

厚生労働省老健局老人保健課

科学的介護情報システム（L I F E）に係る対応等について

介護保険行政の円滑な実施につきましては、日頃から御尽力賜り厚く御礼申し上げます。

令和 3 年度からの科学的介護情報システム（LIFE）の活用等について、現在、短期間で多数の利用申請をいただいているところですが、これに伴う状況及び事業所等の取扱いについて下記のとおりお知らせしますので、管内の市町村及び介護サービス事業所等へ周知をお願いいたします。

記

1. LIFE の利用申請に係るはがきの発送について

科学的介護情報システム（LIFE）の活用に当たっての利用申請に当たっての対応に、一部遅れが出ておりましたが、3 月 25 日までに申請いただいた事業所に対しては、申請に必要なはがきの発送を 4 月 16 日までに終了しましたので、お伝えいたします。

（参考）当初お示ししていた利用申請処理スケジュール

- ・ 令和 3 年 3 月 18 日までに利用申請した場合：令和 3 年 4 月上旬から LIFE 利用開始可能
- ・ 令和 3 年 3 月 25 日までに利用申請した場合：令和 3 年 4 月前半から LIFE 利用開始可能

2. LIFE ヘルプデスクの対応について

各事業所からの LIFE ヘルプデスクにおける対応についても、現在、多数のお問い合わせをいただいておりますが、お問い合わせをいただいているご質問等に係る確認等に時間を要している状況です。4 月 12 日以降、順次体制の増強を行っている状況にありますので、今後、対応状況が改善していく予定です。

一方で、今後、お問い合わせ内容についての必要事項の迅速な把握に向けて、

メールアドレスへのご連絡から「問い合わせフォーム」からのお問い合わせに移行をしていく予定です。引き続き電話での問い合わせだけではなく、LIFE の操作マニュアル等の web サイトをご覧いただいた上で、可能な限り「問い合わせフォーム」からのお問い合わせにご協力いただくようお願いします。お問い合わせ頂くに当たっては、web サイト上に「問い合わせフォーム」専用ボタンを用意しておりますので、そちらから必要事項を入力の上で、お問い合わせいただくようご協力をお願いします。

なお、これまでのお問い合わせの内容等も踏まえて、web サイト上に、Q&A 等を順次掲載をする予定ですので、web サイトの「良くある問い合わせ」からご確認をいただくようお願いします。

3. LIFE へのデータ提出の期限について

LIFE によるデータの提出等を要件として含む加算（※）について、令和 3 年 4 月より加算の算定等を行う場合、令和 3 年 5 月 10 日までに LIFE を用いて、加算ごとに必要なデータの提出を行うこと等としておりましたが、

- ・ 4 月に LIFE に関連する加算を算定できるように、これまで事務連絡等でお示ししていた期限までに新規利用申請をしたにも関わらず、新規利用申請に係るはがきの発送が遅延している場合

又は

- ・ 4 月に LIFE に関連する加算を算定できるよう、LIFE の操作マニュアル等の web サイトを確認し、LIFE の導入等について、ヘルプデスクへの問い合わせを行っている場合であって、回答がない又は解決に至らないことにより、期限までにデータ提出が間に合わない場合

については、令和 3 年 5 月 10 日までに LIFE へのデータ提出が出来なかった場合であっても、できる限り早期（5 月 10 日以降でも可）に LIFE にデータ提出を行うことで、令和 3 年 4 月サービス提供分における加算を算定できることとし、6 月サービス提供分まで同様の取扱いを可能とすることとします。なお、本取扱いによる LIFE へのデータ提出に係る猶予期間は、令和 3 年 8 月 10 日までとなりますので、4 月～6 月サービス提供分までのデータ提出については、同日までに LIFE へデータを提出して頂く必要があります。

（※）対象の加算

科学的介護推進体制加算（Ⅰ）及び（Ⅱ）、個別機能訓練加算（Ⅱ）、ADL 維持等加算（令和 4 年 4 月以降の加算算定に係るデータ提出）、リハビリテーションマネジメント加算（A）ロ及び（B）ロ、リハビリテーションマネジメント計画書情報加算並びに理学療法、作業療法及び言語聴覚療法に係る加算、

褥瘡対策指導管理(Ⅱ)、褥瘡マネジメント加算、自立支援促進加算、排せつ支援加算、かかりつけ医連携薬剤調整加算(Ⅱ)及び(Ⅲ)、薬剤管理指導の注2の加算、栄養マネジメント強化加算、口腔衛生管理加算(Ⅱ)、科学的介護推進体制加算、栄養アセスメント加算、口腔機能向上加算(Ⅱ)

また、5月10日以降にデータ提出する場合について、4月サービス提供分から加算を算定する場合、4月に評価したデータを提出していただく必要があるとともに、今後データ提出が行われた事業所の平均等の情報の提供を7月頃までに行う予定であり（今後改めてお示しします。）、当該情報と事業所で評価を行ったデータを活用しPDCAに沿った取組を行っていただくこと等により、当該加算のデータ提出やフィードバック情報の活用等の満たすことが必要ですので、ご注意ください。

さらに、当該猶予の適用を必要とする理由及び提出予定時期等を盛り込んだ計画を策定することで、猶予措置の適用を受け本加算の算定をできるものとします（別添の通り様式例もお示しします）。なお、提出すべき情報を令和3年8月10日までに提出していない場合は、算定した当該加算については、遡り過誤請求を行うことが必要です。

4. 新たに事業所番号を取得する事業所等における LIFE の利用申請について

新たに事業所番号を取得する事業所等における LIFE の利用申請に当たり、都道府県への協力の依頼を行っていたところですが、現時点で情報の未登録の都道府県や内容に確認を要する都道府県に対しては、厚生労働省及び事業委託先より、照会等を行う場合がありますので、速やかな情報の登録等の対応をお願いします。

都道府県別の新規利用申請のスケジュールについては、LIFE web サイト上に掲載いたしますので、ご覧ください。なお、4月に LIFE に関連する加算を算定できるように新規利用申請をしようとしているにも関わらず、新規申請ができない場合又は新規利用申請に係るはがきの発送が遅延している場合のデータ提出については、3. と同様に取扱います。

【LIFE Web サイト】

URL : <https://life.mhlw.go.jp>

5. LIFE の機能全般に関するご質問について

各事業所からの LIFE の機能全般に関するご質問は、「LIFE ヘルプデスク」

にて受付しますので、LIFE Web サイト (<https://life.mhlw.go.jp>) 上の「LIFE 問い合わせフォーム」からお問い合わせいただきますようお願いいたします。

なお、可能な限り、LIFE の操作マニュアル等の web サイトをご覧ください
た上で、「LIFE 問い合わせフォーム」からのお問い合わせにご協力ください。

【LIFE ヘルプデスク】

LIFE Web サイト (<https://life.mhlw.go.jp>) の「LIFE 問い合わせフォーム」から
お問い合わせ下さい。

電話番号：042-340-8819（平日 10:00～16:00）

※ これまでご案内してきております「LIFE ヘルプデスク」のメールアドレスへご連絡頂くことも可能ですが、可能な限り上記「LIFE 問い合わせフォーム」からご連絡いただきますようお願いいたします。

LIFE へのデータ提出の経過措置に係る計画書（例）

記載日 令和 3 年 ____ 月 ____ 日

事業所名
該当する加算名 ☐ 科学的介護推進体制加算（Ⅰ）及び（Ⅱ） ☐ 個別機能訓練加算（Ⅱ） ☐ ADL 維持等加算 ☐ リハビリテーションマネジメント加算（A）ロ及び（B）ロ ☐ リハビリテーションマネジメント計画書情報加算並びに理学療法、作業療法及び言語聴覚療法に係る加算 ☐ 褥瘡マネジメント加算 ☐ 褥瘡対策指導管理（Ⅱ） ☐ 排せつ支援加算 ☐ 自立支援促進加算 ☐ かかりつけ医連携薬剤調整加算（Ⅱ）及び（Ⅲ） ☐ 薬剤管理指導の注 2 の加算 ☐ 栄養マネジメント強化加算 ☐ 口腔衛生管理加算（Ⅱ） ☐ 科学的介護推進体制加算 ☐ 栄養アセスメント加算 ☐ 口腔機能向上加算（Ⅱ）
加算算定を開始する月※ 令和 3 年 ____ 月
データ提出を実施できる見込みの月 令和 3 年 ____ 月
データ提出に猶予が必要な理由 ☐ 新規利用申請に係るはがきの発送が遅延 ☐ ヘルプデスクからの回答がない又は解決に至らない ☐ 新たに事業所番号を取得する事業所等のため新規申請ができない又は新規利用申請に係るはがきの発送が遅延 ☐ その他（ ）

※かかりつけ医連携薬剤調整加算の場合は記載不要

（注） 複数の加算のデータ提出に係る計画をまとめて記載いただいても構いません。